

令和7年度やまがた暮らしびと発信事業業務委託仕様書（基本仕様書）

1 目的

若者自らが県内で多様な働き方により活躍する若者を取材し、県内外の若者に対し、本県での多様な働き方とやまがた暮らしの良さをWebサイト等を通して伝えるとともに、特に、進学や就職を控える県内の高校1年生には冊子を配布して、山形の良さへの気づきを促し地元定着意欲を高め、若者の県内定着回帰を促進する。また、取材活動や交流会を通し、若者と地域や若者同士が繋がる機会を創出する。

2 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) やまがた暮らしびと発信業務

当事業は、県内で多様な働き方とやまがた暮らしの良さ取材し、インタビュー記事（以下「記事」という。）や動画を作成し、3（2）に記載するWebサイト及びInstagram（以下「Webサイト及びInstagram」という。）に記事・動画を掲載して情報発信を行うとともに、3（3）に記載する冊子（以下「冊子」という。）に記事を掲載し、県内の高校1年生に配布するものである。

当業務においては、以下の内容を実施すること。

① 参加者募集のための広報及び参加者の確保

- ・参加者の対象は、県内在住の高校生以上から20代までの若者とする。
- ・参加者募集のための広報活動を行うこと。
- ・具体的な実施方針を定め、募集方法を工夫した上で、地域のバランスを考慮して、18名の参加者を確保すること。なお、「探究学習」などの授業や「部活動」など学校活動の一環としての申込は受け付けないこと。
- ・応募者には事業説明の機会を設け、参加前に事業の趣旨、スケジュール等を説明すること。
- ・応募者が多数の場合は、地域バランス、年齢等を考慮し、県と相談して選考すること。

② 発信活動の運営及び支援

取材対象を参加者に提案し、取材対象への取材の調整や取材同行、記事作成・写真撮影・動画作成の支援、校正及び編集を行うこと。取材は3名1組で実施することとし合計12名を取材すること。

取材対象1名につき、3名でそれぞれ1本の記事、1本の動画を作成するものとする。記事は、Webサイトには全文を掲載、冊子には抜粋した記事を掲載すること。動画は、Webサイト及びInstagramに掲載すること。

ア 取材活動全般のサポート体制の構築

- ・フリーアナウンサーやライターなど若干名のインタビュー能力、記事作成能力に長けた人材による参加者のサポート体制を構築すること。

イ 取材対象の提案

- ・取材対象は県内出身者を基本とし、山形で多様な働き方により活躍し、山形が好きで暮らしている概ね30代までの人とし、地域及び分野等のバランスを考慮しながら、12名とすること。取材対象の提案は以下の例を参考とすること。なお、取材対象の仕事の分野は問わないが、進学を選択する生徒、就職を選択する生徒でも参考となる人を含めること。

例) 地域資源を活用して起業されている方、マルチワークされている方、SNSを活用して農業に取り組まれている方など

- ・参加者には取材対象候補として20名程度を提案し、参加者と相談しながら決定すること。なお、取材対象候補は、提案前に県と相談して決定すること。

ウ 取材内容の提案

- ・取材は、取材対象の働き方（仕事内容等）、取材対象が感じるやまがた暮らしの良さ（山形の良さ）について聞き出すことを目的に実施し、取材対象1人に10問程度ずつ質問すること。
- ・取材対象全員に必ず行う質問（共通質問）を5問程度提案し、参加者と相談しながら決定すること。なお、提案前に県と相談して決定すること。また、共通質問に追加して取材する質問（個別質問）について5問程度を参加者と相談のうえ決定すること。
- ・取材内容については、3（3）の①に記載する冊子を参考とすること。

エ 冊子に掲載する記事の構成の提案

- ・冊子に掲載する記事の構成は、受託者が参加者に提案し、参加者と相談して決定すること。なお、提案前に県と相談して決定すること。

オ 記事作成・写真撮影・動画作成の支援、校正及び編集

- ・参加者が作成した記事及び動画を校正及び編集すること。
- ・記事作成・写真撮影・動画作成について3（1）の③に記載する交流会において講座を開催することなどにより、参加者の記事作成・写真撮影・動画作成のスキル向上に資するよう支援すること。

カ 活動経費の支払い

- ・参加者への活動経費の支払を行うこと（3名1組で取材対象1名分の記事及び動画を完成したものにつき、3名にそれぞれ1件分の活動経費を支払うものとする）。
- ・活動経費は山形県の最低賃金額、活動時間（取材活動のみならず記事・動画作成の時間等も含む）を考慮し、取材先に応じた交通費（実費相当分）を含む金額とする。

キ その他

- ・参加者の活動中の安全を確保するための対策を講じること。
- ・参加者には、自身が担当する記事・動画に加え、他の参加者が担当する記事・動画について個人のSNS等を用いての発信・拡散への協力を求めること。

③ 参加者の交流促進

参加者同士の交流の場、参加者の記事作成・写真撮影・動画作成のスキル向上の場、冊子作成の企画・編集の場とすることを目的として交流会を企画・運営すること。

- ・交流会は事業実施期間中、月 1 回程度開催することとし、実施内容について年間スケジュールを作成し実施すること。
- ・記事作成・写真撮影・動画作成のスキル向上のための取組みを必ず実施すること。なお、実施前に県と相談して決定すること。
- ・冊子に若者のアイデアを取り入れるため、交流会において参加者と冊子のデザイン、ビジュアル、記事の構成等を検討すること。
- ・やまがた暮らしの良さ等の山形に関することについて、自ら情報発信する若者の仲間を増やすこと、活動を盛り上げることを目的として、令和 5、6 年度やまがた魅力発信アンバサダー事業の参加者数名との交流機会を設けること（令和 5、6 年度やまがた魅力発信アンバサダー事業参加者への協力依頼は 3（2）に記載する Instagram を活用するなど工夫すること）。
- ・初回及び最終の交流会については対面とするが、感染症の拡大防止対策等により対面での開催が難しい場合は、オンライン等により開催すること。
- ・事業の成果及び若者の県政に関する意見や若者の考えるライフデザインを把握するために、参加者に対するアンケートを実施すること。アンケートの内容は県と協議して作成すること。

(2) Web サイト等の運用及び保守

令和 5、6 年度に実施したやまがた魅力発信アンバサダー事業の Web サイト及び Instagram を活用し、記事・動画を掲載し、より多くの若者からのアクセスを促進するよう運用すること。運用に関しては、随時、県と協議のうえ進めること。

- ・Web サイト「山形を届けるウェブメディア anone.」(<https://yamagata-anone.jp>) 及び Instagram@yamagata_anone に完成した記事・動画を随時掲載すること。
- ・Web サイト及び Instagram の運営の企画、編集等一連の運用業務及び進行管理を実施すること。
- ・やまがた魅力発信アンバサダー事業で掲載した記事・動画と当事業で掲載する記事・動画を区別できるように Web サイトを修正するなどの工夫をすること。なお、修正する場合は県と相談して決定すること。
- ・Web サイトの保守（サーバー・ドメインの管理）を行うこと。

(3) 冊子の作成及び送付

参加者の作成した記事を掲載する冊子を作成し、県内の各高等学校（1 年生）に送付すること。

① 掲載内容

- ・参加者が作成した取材対象 12 名分の記事及び撮影した写真、編集後記として参加者の感想等。なお、写真は参加者が撮影したものを原則とするが、予備として受託者も写真を撮影すること。

- ・2次元コードを掲載してWebサイト及びInstagramに誘導するようにすること。
- ・その他掲載する内容は提案のうえ、県と相談して決定すること。
- ・高校生が関心を持つデザイン、ビジュアルとするために、交流会等を活用し、参加者に企画から参加してもらい、若者のアイデアを取り入れること。
- ・県が作成した次の冊子を県HPから確認し、参考とすること。
「Yamagata Rolemodel collection」、「YAMAGATA みらい職種図鑑」

② 規格

- ・B5判全18ページ程度（表紙含む）、フルカラー、11,000部
- ・紙の厚さ等の詳細は提案すること。
- ・PDF版も併せて納品すること。

③ 送付

- ・県からの文書を添付のうえ県内の各高等学校に送付し、残部は県に納品すること。
- ・令和8年2月下旬までに県内の各高等学校に到着するように送付すること。

4 委託業務の対象経費

- (1) 当該事業実施に係る人件費及び旅費等
 - ① 事業責任者（主たる業務従事者）及び業務従事者の人件費、旅費
 - ② 参加者の活動に係る謝金、旅費
 - ③ 交流会講師等招聘に係る謝金、旅費
- (2) 取材に係る取材対象への謝礼及び取材に係る実費（体験料等）
- (3) 交流会等会場使用料及び設営等に係る経費
- (4) 参加者の募集及び当該事業の周知、広報に係る経費
- (5) Webサイト等の修正、運用及び保守に係る経費
- (6) 冊子作成及び送付に係る経費
- (7) その他この事業遂行に必要となる経費

5 県への報告等

- (1) 受託者から県に対する報告等
 - ① 業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて提出すること。
 - ② 業務完了報告書には、参加者募集の広報及び募集の状況、取材・発信状況、交流会の開催状況、Webサイト等の運用等の実施状況、冊子の作成及び送付状況、アンケート結果報告を含む内容とすること。
 - ③ 業務完了報告書は、A4版片面刷とし、横書きとすること。ただし、説明上やむを得ない場合は、A3版も可とするが、この場合、該当用紙は折り込みA4版とすること。
- (2) 県による実施状況の把握等

県は必要に応じて、実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために現地確認を実施し、適当でない事項については、改善指導を行うことがある。

6 著作権等

- (1) この委託業務の成果に係る著作権は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。
- (2) 受注者は発注者に対し、次に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は、次に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。
 - ① 成果品を利用して発注者の業務を実施すること。
 - ② 前号の業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 受注者は、発注者に対し、成果品の内容を自由に公表することを許諾する。
- (4) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。
- (5) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得なければ、成果品の内容を公表してはならない。
- (6) 受注者は、成果品に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受注者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

7 受託にあたっての留意事項

- (1) 当業務の実施に際しては、感染症が拡大した場合は感染拡大防止の対策を講じること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度県と受注者が協議により決定すること。
- (3) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、県に対して積極的に提案すること。
- (4) 当該業務の実施により知りえた個人情報については、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (6) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに県に連絡すること。
- (7) 事業に関する記事、写真、映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。

- (8) 委託期間満了後、受注者が次期の受注者でなくなる場合、受注者は次期受注者に対し業務に関して十分な引継ぎを行い、次期受注者が円滑に業務を実施できるようサポートすること。なお、この業務引継ぎに要する経費は受注者が負担すること。
- また、次期受注者への引継完了後、受注者のシステム上に残るデータは、受注者の責任においてデータの復元ができない状態に完全に削除・消去し、消去が完全に行われたことを確認できる証明書を提出すること。
- (9) 委託期間満了後、受注者が次期の受注者でなくなった場合、事業により受注者及び次期受注者から業務に関し照会があったときは、それに応じること。
- (10) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。